



資料 6

15 消安第 3625 号

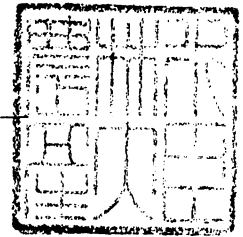
平成 15 年 12 月 5 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 中川 昭



生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について（諮問）

下記の日本農林規格を制定する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

生産情報公表農産物の日本農林規格

生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について（案）

平成17年2月3日

農 林 水 産 省

1 制定の趣旨

BSEの発生や最近の食品の偽造表示事件を背景として、消費者の間に食品の安全性に関する不安や食品表示に対する不安が生じており、消費者の「食」に対する信頼の回復を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、トレーサビリティシステムの導入など「農場から食卓まで」顔の見える仕組みを整備することが求められており、この一環として、食品の生産履歴（生産者、収穫期間、使用資材の状況等）に関する情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認証するJAS規格制度を導入し、既に生産情報公表牛肉の日本農林規格及び生産情報公表豚肉の日本農林規格が制定されており、引き続き農産物を対象とする生産情報公表農産物の日本農林規格を制定することとする。

2 制定の内容

生産情報公表農産物の日本農林規格は、公表する生産情報等の定義、生産の方法についての基準及び品質に関する表示の基準を主な内容とする。

生産情報公表農産物の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 生産者（ほ場等（<u>ほ場及び栽培施設をいう。以下同じ。</u>）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び連絡先（<u>生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の連絡先を公表する場合にあっては、生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名及び住所</u>） (2) ほ場等の所在地 (3) 収穫期間 (4) 生産者が使用した農薬（<u>農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定防除資材を除く。以下同じ。</u>）の用途別分類、名称及び使用回数（複数のほ場等を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場等間又は生産者間で農薬の使用回数が異なる場合には、農薬の名称ごとに最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） (5) 生産者が使用した特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数（複数のほ場等を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場等間又は生産者間で特定防除資材の使用回数が異なる場合には、特定防除資材の名称ごとに最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） (6) 生産者が施用した肥料（<u>土壌改良資材を除く。</u>）の種類及び施用量（複数のほ場等を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場等間又は生産者間で肥料の施用量が異なる場合には、肥料の種類ごとに最も少ない施用量と最も多い施用量の情報） (7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（<u>複数のほ場等を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場等間又は生産者間で土壌改良資材の施用量が異なる場合には、土壌改良資材の種類ごと</u>

	に最も少ない施用量と最も多い施用量の情報) (8) 生産者が使用又は施用したその他の生産資材の名称及び目的
生産情報公表農産物	次条から第6条までの規格に適合する農産物をいう。
農産物識別番号	農産物の生産単位を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう。
農薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項（同条第2項の規定により農薬と見なされる天敵を含む。）の農薬のうち同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けた農薬をいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたものをいう。 <u>（フェロモン剤（農産物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤をいう。）を除く。）</u>
特定防除資材	農薬取締法第2条第1項の特定農薬をいう。
肥料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第 <u>2</u> 項の <u>特殊肥料及び普通肥料</u> をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
土壌改良資材	地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）で規定する土壌改良資材をいう。
生産者が使用又は施用したその他の生産資材	生産者が農産物に使用又は土壌に施用した生産資材（ <u>農産物の生産に用いた種苗に使用された生産資材を含む。</u> ）のうち、この表の(4)から(7)まで以外のものをいう。

（生産情報公表農産物の規格）

第3条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実 に即して公表していることとする。

（生産情報公表農産物に関する化学合成農薬等の平均使用回数等の公表）

第4条 生産情報公表農産物について、生産情報に併せて次項及び第3項に定める情報を公表する場合には、これらの項に定めるところにより公表するものとする。

2 当該農産物の栽培地の属する地域において当該農産物について使用される化学合成農薬の平均使用回数を考慮して~~都道府県~~地方公共団体（外国にあっては、地方公共団体に準ずる機関をいう。以下「地方公共団体等」という。）が定める農薬の使用回数（以下「平均使用回数」という。）に対する現に使用した化学合成農薬の使用回数の割合を一から減じた割合（当該割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に十を乗じた割合を削減割合（以下「化学合成農薬削減割合」という。）として公表する場合には、平均使用回数及び平均使用回数を定めた地方公共団体等を公表しなければならない。

3 当該農産物の栽培地の属する地域において当該農産物について施用される化学肥料の平均窒素成分量を考慮して~~都道府県~~地方公共団体等が定める窒素成分量（以下「平均窒素成分量」という。）に対する現に施用した化学肥料の窒素成分量の割合を一から減じた割合（当該割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に十を乗じた割合を削減割合（以下「化学肥料削減割合」

という。)として公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を10アール当たりで換算した量を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実即して公表しなければならない。この場合においては、併せて平均窒素成分量を10アール当たりで換算した量及び平均窒素成分量を定めた地方公共団体等を公表しなければならない。

(表示の基準)

第5条 生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 農産物識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号又は玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）第3条第1項第1号に掲げる事項、農産物識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して、 <u>近接して</u> 「生産情報公表農産物」と記載すること。 (2) 農産物識別番号 小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示の基準)

第6条 生産情報公表農産物について、化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を表示する場合にあっては、次項から第4項までに定めるところにより行うものとする。

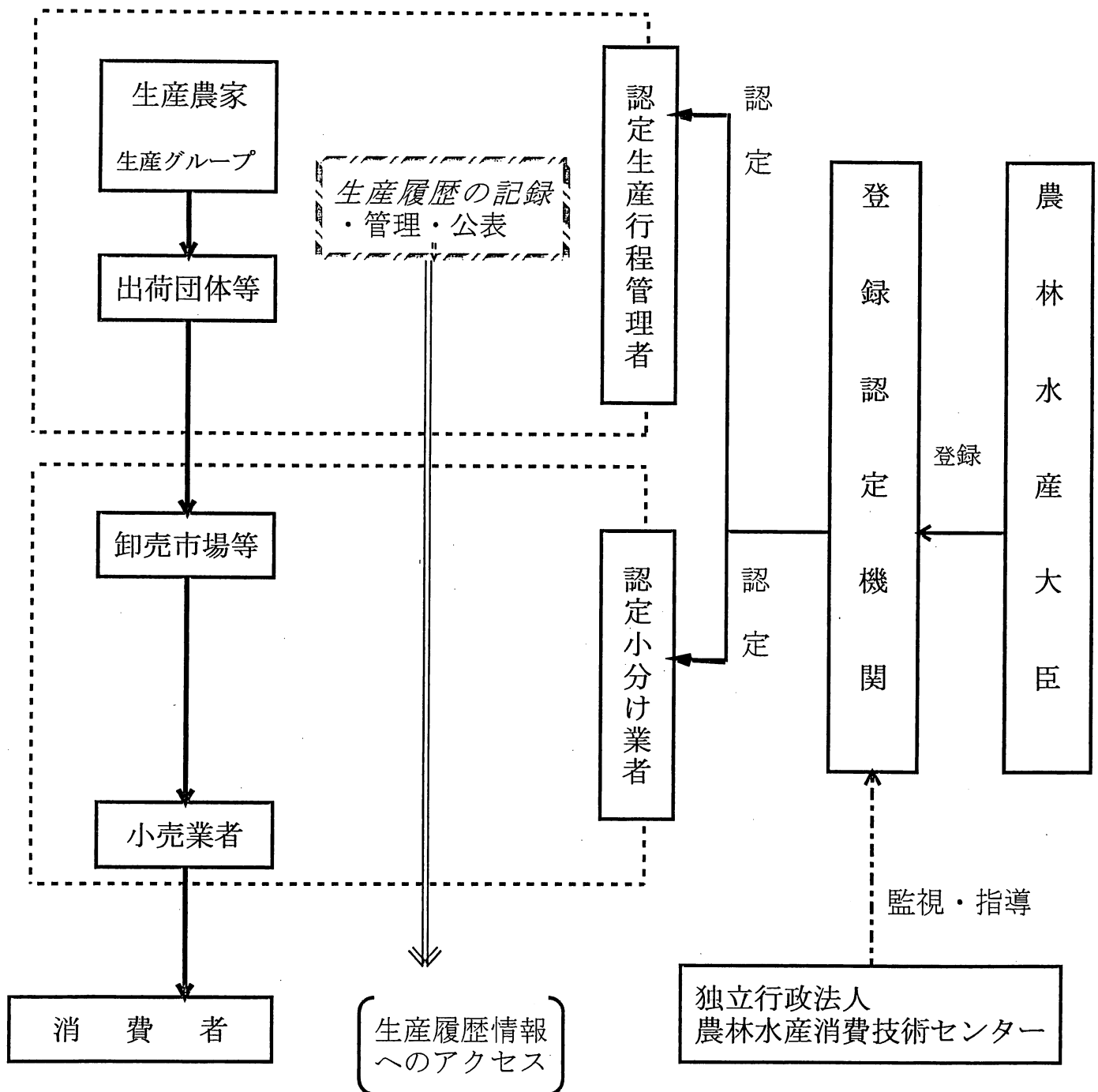
- 2 化学合成農薬削減割合を表示する場合には、平均使用回数及び平均使用回数を定めた地方公共団体等を公表しなければならない。
- 3 化学肥料削減割合を表示する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を10アール当たりで換算した量を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実即して公表しなければならない。この場合においては、併せて平均窒素成分量を10アール当たりで換算した量及び平均窒素成分量を定めた地方公共団体等を公表しなければならない。
- 4 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示の方法については、
 - (1) 化学合成農薬削減割合の表示にあっては、「当地比 ○削減(使用回数)」又は「○○地域比 ○削減(使用回数)」
 - (2) 化学肥料削減割合の表示にあっては、「当地比 ○削減(窒素成分)」又は「○○地域比 ○削減(窒素成分)」と記載すること。

(公表禁止情報)

第7条 生産情報公表農産物の生産情報以外の情報(第4条第2項及び第3項に定める情報を除く。)を公表する場合は、次に掲げる情報を公表してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる情報
- (2) 生鮮食品品質表示基準第3条の規定並びに玄米及び精米品質表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する情報
- (3) 原料玄米(玄米及び精米品質表示基準第2条に規定する原料玄米をいう。)が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す情報
- (4) 未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す情報
- (5) 新米である旨の情報(原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器に入れられ、若しくは包装された玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器に入れられ若しくは包装された精米を除く。)
- (6) 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地(国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。)、品種又は産年(使用割合を、産地、品種又は産年のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさに付してあるものを除く。)を表す情報
- (7) 産地、品種又は産年を表示する場合にあっては、これらのうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさに付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す情報
- (8) その他農産物の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の情報

生産情報公表農産物のJAS規格の認証の仕組み



公表情報の項目

農産物識別番号
生産者の氏名、住所及び連絡先
ほ場等の所在地
収穫期間
農薬の用途別分類、名称及び使用回数
特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数
肥料の種類及び施用量
土壌改良資材の種類及び施用量
その他の生産資材の名称及び目的

表示事項及び公表情報

○表示例（容器、包装、農産物に近接した掲示等）

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん（生産情報公表農産物）
〇〇県産

生産情報の公表の方法 <http://www.??co.jp>
（又はFAX番号等）



登録認定機関

○公表情報の例

農産物識別番号	1 2 3 4 5 6 7			
生産者の氏名及び住所	農林太郎 県市町村名			
生産者の連絡先	電話番号			
ほ場等の所在地	県市町村名			
収穫期間	平成〇〇年〇〇月〇〇～平成〇〇年〇〇月〇〇			
農薬の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数	当地の平均使用回数
	殺虫剤	◎◎◎剤	0～1回	
		▲▲▲剤	1回	
		▼▼▼剤	1回	
	殺菌剤	●●●剤	1回	
		■ ■ ■ 剤	1回	
特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数	
	—	—	—	
肥料の種類及び施用量	種 類	施 用 量		当地の平均窒素成分量
	◆◆◆	25kg/10a		
	△△△	200kg/10a		
	◇◇◇	2,000kg/10a		
土壌改良資材の種類及び施用量	種 類	施 用 量		
	—	—		
生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的	□□□ (▽▽▽)			

表示事項及び公表情報 <当地比の削減割合を表示する場合>

○表示例（容器、包装、農産物に近接した掲示等）

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん（生産情報公表農産物）
 ○○県産 化学合成農薬：当地比 6 割減（使用回数）
 化 学 肥 料：当地比 8 割減（窒素成分）
 生産情報の公表の方法 <http://www.??co.jp>
 （又は F A X 番号等）


登録認定機関

○公表情報の例

農産物識別番号	1 2 3 4 5 6 7				
生産者の氏名及び住所	農林太郎 県市町村名				
生産者の連絡先	電話番号				
ほ場等の所在地	県市町村名				
収穫期間	平成〇〇年〇〇月〇〇～平成〇〇年〇〇月〇〇				
農薬の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数	平均使用回数を定めた地方公共団体等	
	殺虫剤	◎◎◎剤	1 回	〇〇県	
	用途別分類	名 称	使用回数	削減割合	当地の平均使用回数
	殺虫剤	▲▲▲剤	1 回	/	/
	-----	▼▼▼剤	1 回		
	殺菌剤	●●●剤	1 回		
	-----	■ ■ ■ 剤	1 回		
合 計			4 回	6 割	10 回
特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数		
	—	—	—		
肥料の種類及び施用量	種 類	施 用 量	平均窒素成分量を定めた地方公共団体等		
	△△△	200kg/10a (—)	〇〇県		
	◇◇◇	2,000kg/10a (—)			
	種 類	施 用 量	削減割合	当地の平均窒素成分量	
◆◆◆	25kg/10a (窒素 2kg/10a)	/	/		
化学肥料の窒素成分量合計	窒素 2kg/10a			8 割	窒素 10kg/10a
土壌改良資材の種類及び施用量	種 類	施 用 量			
	—	—			
生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的	□□□ (▽▽▽)				

(パブリック・コメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる
寄せられた意見・情報

(生産情報公表農産物の日本農林規格の制定案)

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：16. 8. 24～9. 24)

(1) 受付件数

生産者	1 6 2 件
流通業者	6 件
消費者	1 3 件
認定機関	2 件
公共団体	2 件
研究者	2 件
合計	1 8 7 件

(2) 意見・情報の概要 別紙のとおり

2 W T O 通報による各国のコメント (募集期間：16. 10. 28～17. 1. 4)

なし

生産情報公表農産物の日本農林規格の制定案について

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
規格全体	
輸入農産物にも同じ基準で適用して欲しい。	本規格は、国内で栽培される農産物と輸入される農産物に等しく適用されることとなります。
外食産業において規格の農産物を使用している旨を表示する可能性があるもので、これへの対応も考慮して欲しい。	事実在即して生産情報公表農産物を使用した旨を表示することは可能です。
国が標準的な認証費用を設定すべきではないか。	現在の J A S 法は、登録認定機関の認定手数料について、認定業務の適正な実施に要する費用の額を超えていない等の場合に農林水産大臣が認可することとなっています。
規格案は有機農産物の日本農林規格を参考にしたり、I S O 9 0 0 0 シリーズの考え方を導入したものなのか。	本規格は、有機農産物の日本農林規格や I S O 9 0 0 0 シリーズの考え方を導入したものではありません。
規格案では生産者、ほ場情報等の公表が行われることをもって「対象農産物」と規定しているが、これでよいのか疑問である。	農産物の生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保持し、事実在即して公表しているとの基準を満たすものが対象であり、これによって消費者の安心と信頼を確保するものです。
個人情報の流失が懸念されるので、識別子（農産物識別番号？）による問い合わせには J A S 格付農産物か否かを通知することを基本とすべきではないか。	公表される生産情報に生産者の連絡先が含まれており、誰でも問い合わせることが可能な仕組みとなっています。
さらに詳細な情報を入手するにあたっては、入手することができる者であることを事前に認証しておく仕組みとすべき。	公表される生産情報に生産者の連絡先が含まれており、誰でも問い合わせることが可能な仕組みとなっています。
管理情報にアクセスできる者の認証方式を、制度を利用する者にとっての共通基盤として規定しておく必要があると考える。	本規格では、表示される「生産情報の公表方法」によって、誰でもアクセス可能なものとなっています。
消費者との認証方式は、ユビキタスの	本規格については、農林水産大臣が登録した

視点を組み入れた社会システムの機能とするのがよい。	登録認定機関によって認定された生産行程管理者が格付を行い、生産情報公表 J A S マークを付すこととなっています。
トレーサビリティシステムは将来的には他分野の I T 情報化と連携されると想像されるので、J A S 制度上での規格の運用は実証試験を通じて確かめつつ進めるのが良いと考える。	本規格は、生産情報の公表を目的としており、トレーサビリティについては、農林水産省で別途実証試験も行っているところです。
小売単価の低い農産物に対して細かな情報管理を求める制度であり、費用対効果の面でコストが合わず利用されない規格となるのではないかと。また、公表情報の一部は専門的すぎて、消費者の理解が伴わないのではないかと。	本規格は、消費者の安心と信頼の確保のために生産情報を公表することを目的としています。公表された情報については、個々の消費者がアクセスして各自で判断することとなります。
この規格は、インターネットを使っての情報公開も可としており、実働には大規模なデータベースシステムの構築が不可欠と考えられる。今後の規格見直しによってはシステム的大幅な改変が必要となる場合も想定されるが、この際には大きな負担と混乱が生じる懸念がある。システムの構築・運用に関し、実証試験を行い、内容を確認してから施行すべきである。	公表の方法はインターネットや F A X 等が考えられ、必ずしも大規模なデータベースシステムが必要ではありません。 なお、実証試験についても、現在取り組んでいるところです。
規格案は、生産物を検査等して合否判定するものではなく、作物の作付から収穫・出荷まで現場で抜けなくチェックして初めて判定できるものとなっている。すなわち、制度としては生産者の良心に頼るもので、規格の価値が高まるほど悪用される危惧がある。このような規格は作らない方がよい。	本規格については、農林水産大臣が登録した登録認定機関によって認定された生産者等が格付けして生産情報公表 J A S マークを付すものであり、登録認定機関による生産者等に対する定期的な調査や（独）農林水産消費技術センターによる J A S マーク製品の買い上げ調査等により、制度の適正さは保たれると考えます。
J A の指導で米の生産に係る情報提出が義務付けられたが、J A S の認定は考えていないとのことである。消費者に J A S マークのある無しの違いがどれだけ理解されているのか心配である。	本規格は、米に限らず全ての農産物を対象としており、消費者の安心と信頼を確保することを目的とした任意の規格です。
J A S 規格で農薬の情報が分かるようになると、正しい農薬の使い方をしていだけでは安心できないといった誤った印象を消費者に与えてしまうのではないかと。	事実に即して生産情報を可能な限り正確に伝えることが、消費者の安心と信頼の確保につながると考えます。

生産物の顔が見えるようになる規格に期待しますが、規格の要求事項が細かすぎて利用することを敬遠されるのではないかと心配です。	この制度は生産情報を可能な限り正確に伝えることにより、消費者の安心と信頼を確保することを目的としています。
情報公表・表示	
他人が公表した情報を使ったすり替えが起こる不安がある。 JASマークや認定IDを印刷するインキに特殊なものを使うなどの対策を考えるべきである。	登録認定機関の認定を受けた生産者等（認定生産行程管理者）がJASマークを貼付することとなりますが、登録認定機関による定期的な認定生産行程管理者への調査、独立行政法人農林水産消費技術センターによるJASマーク製品の買い上げによりJASマークの表示が適正に行われていることを確認することとしています。
安全性等の生産情報が後から分かる制度となっているので期待する。 加えて、購入時点でもある程度の情報が簡易に分かるように工夫できないか。	公表情報は、農産物に表示される生産情報の公表の方法（FAXやインターネット等）によって入手することができます。小売段階での取り組み（インターネット端末の設置等）は各店舗に任されています。
規格事項である情報を公表する際の様式については、柔軟性のあるものとすべきである。	本規格は、情報公表の様式は定めていません。Q&Aでガイドラインとしてお示しすることとしています。
公表事項：栽培方法	
しいたけには菌床栽培と原木栽培があることから、栽培方法を公表情報の項目に加えるべきである。	農産物の栽培方法については、様々な観点からの分類方法が存在し、これらの類型、定義を品目ごとに明確に分類、定義することは困難なため、本規格の公表すべき生産情報に含めていませんが、任意情報として公表することができます。
栽培方法の違いは農産物の風味に大きく影響すると思うので、公表情報に栽培方法が追加されることを望む。	
公表事項：生産者	
公表情報としての生産者等の連絡先等は、あくまで代表となる組織又は責任者の連絡先だけで十分であると考える。	ご意見を踏まえ、生産行程管理者の連絡先を公表する場合には、生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先とともに生産者の氏名及び住所だけを公表することが可能となるよう規格（案）を修正したいと考えています。
生産者の住所・連絡先について、グループで認定を受けた場合は、生産者個々の連絡先を記載する必要はなく、代表者のみで十分であると考える。	
生産者個々の電話番号は公表すべきでない。	

公表事項：ほ場の所在地	
公表情報のほ場の所在地に関し、「〇〇町一円」と行ってかまわないか。	この制度は生産情報を可能な限り正確に消費者に伝えることを目的としていることから、すべてのほ場の所在地を公表する必要があります。 なお、どこまで詳細に公表するかについては、Q&A等でお示しすることとなります。
規格はほ場から生産される農産物を対象としているように読めるが、水耕栽培や菌床栽培による農産物も対象となるようにすべきである。	本規格は、水耕栽培や菌床栽培の農産物も対象とすることを考えていることから、ご意見を踏まえ、規格で明確にします。
公表事項：収穫期間	
かぼちゃ等農産物は一定期間の貯蔵により食味が向上するものもあり、公表情報に「収穫期間」を含めることについては慎重な再検討を要望する。	収穫期間は消費者が最も知りたい生産情報です。一定期間の貯蔵が食味を向上させるのであれば、任意情報として公表することは一向に差し支えありません。
鮮度を知る上で、収穫期間ではなく収穫日が購入時点で分かるとよい。	収穫日とした場合、農産物によっては生産単位（ロット）が十分な大きさにならず流通が困難な場合があることから、収穫期間としたものです。
公表事項：出荷日	
この制度は流通の末端まで情報が公開されることになるよい制度なのだから、出荷日、出荷先、小分け工程等に関する情報も公表事項として欲しい。	現行のJAS法では、JAS規格を制定できる内容は、品質に関する基準と生産の方法に関する基準に限られており、流通に関する規格を制定することはできません。本規格は、農産物の生産履歴に関する情報を正確に消費者に伝える規格であり、流通段階の情報は対象としていません。 なお、流通分野のJAS規格については、制定が可能となるように現在検討しています。
公表事項：農薬	
収穫期間が比較的長い農産物では、その間に農薬や肥料を使用することがあるが、これらを別ロットとして扱う程の差はないと考えられるので、農薬の使用回数等の記載方法として「〇回以内」を認めて欲しい。	この制度は、生産情報を可能な限り正確に消費者に伝えることを目的としていることから、最大値だけではなく、最小値と最大値を公表する必要があると考えます。
化学合成農薬と化学肥料の定義は、特	そのとおりです。

別栽培農産物ガイドラインの定義と同じと考えてよいのか。	
都道府県が定める使用回数（平均使用回数）は、特別栽培農産物ガイドラインの慣行的な栽培方法（地方公共団体が策定又は確認したもの）とは別途定めることになるのか。	特別栽培農産物ガイドラインの慣行的な栽培方法（地方公共団体が策定又は確認したもの）も認められることから、一部修正いたします。 なお、都道府県で定めがあるものについては、別途定める必要はありません。
都道府県の定めた平均使用回数や平均使用量といった曖昧な値に対して削減割合を情報として公表するという仕組みは意味がないと思う。	現行の「特別栽培農産物ガイドライン」を踏まえたものであり、消費者の要望があり、消費者の安心と信頼に資すると考えます。
この規格は特別栽培農産物ガイドラインに近い考え方で農薬使用等を位置付けているのなら、規格とガイドラインの違いを明確にする必要があると考える。	「特別栽培農産物ガイドライン」とは異なり、本規格については、農林水産大臣によって登録された登録認定機関が認定した生産者等が格付を行って生産情報公表ＪＡＳマークを付すことが可能となります。なお、農薬の使用についてはＱ＆Ａ等でお示しすることとなります。
種苗を購入した種苗会社や育苗センターで使用された農薬や化学肥料の位置付けを明確にすべきである。	農薬取締法は種子・種苗の消毒を含めた農薬の使用回数を制限しており、購入する種子・種苗に使用実績が表示されることから、公表される生産情報に含めることとしています。（Ｑ＆Ａで示す予定）
公表情報の農薬の名称に関し、「成分表示」で行ってかまわないか。	農薬は農薬の主成分を公表することとなります。
水稻種子の温湯消毒の場合、農薬として「湯」と表示するのか。	温湯消毒は物理的防除であり、温湯は農薬として取り扱われないことから、公表は必要ありませんが、任意情報としての公表は可能です。
化学合成農薬等の平均使用回数に関し、「平均的使用回数」ではなく「慣行的使用回数」とすべきである。 また、「都道府県が定める」は「地方公共団体が定める又は地方公共団体がその内容を確認する」に改めるべきである。	「慣行的使用回数」は、幅をもった回数と受け取られる可能性があり、基準として適当ではないことから「平均使用回数」としています。また、ご指摘を踏まえ、農薬等の使用回数を定める者を地方公共団体とし、基準を作成した団体名を公表情報とすることとします。
有機ＪＡＳ規格で認められている資材で、農薬登録のあるものはどのように扱うのか。	農薬取締法で農薬登録されているものについては、農薬として用途別分類、名称及び使用回数を記録・保管・公表する必要があります。（本規格と有機ＪＡＳ規格とは制度の趣旨が違います。）

公表事項：肥料	
有機肥料について窒素成分量表示は必要なのか。	窒素成分量の公表は、使用した化学肥料を慣行値との比較する場合に必要となります。
規格の運用	
流通の末端で、農産物が小分けされる場合のルールが不明なので、明らかにすべきである。	JAS規格制度では、生産情報公表JASマークのついた農産物を小分けして生産情報公表JASマークを付すためには、登録認定機関から小分け業者としての認定を受けることが必要となります。
250戸からなる生産組合で認定を目指したいが、生産行程管理者が生産者と集荷団体との両方を管理するとなると、JA組織との関連が生じてくる。生産行程管理者の管理範囲を明らかにして欲しい。	栽培基準等を定めて生産情報を管理できる生産者グループであれば、本規格第2条で規定している生産者となることができます。この場合人数に制限はありませんし、農林物資（農産物）の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握する者として生産行程管理者を置くこととなります。（JAS法第15条第2項）この条件を満たせば、農業協同組合の組合長は生産行程管理者となることは可能です。
グループで認定申請した場合、栽培管理責任者は組合長でよいのか。	
規格において、集荷業者はどのようなことを要求されるのか。	農産物の生産行程を管理、又は把握できるのであれば、生産者グループや農協等の出荷団体等が生産行程管理者となることができます。すなわち、集荷業者が生産行程管理者となる場合、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実 に即して公表する必要があります。
施設集荷を行う場合、有機JAS規格という格付管理責任者に該当する者は必要か。	有機JAS規格と同様に、生産情報公表JASでも生産行程管理者の中に、格付責任者を置くこととなります。（認定の技術的基準で定めることとしています）
その他	
制度に関連する特許があるので配慮すべき。 特許名：識別子付与による農産物流通における農産物の個体情報入手システム	特許の所有者など関係者と十分調整していきます。

生産情報公表農産物のJAS規格制定にあつての検討経過

部会等の 開催年月日	内 容
H15.12.09	J A S 調査会部会（第1回） 生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H16.02.16	J A S 調査会部会（第2回） 生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H16.05.27	J A S 調査会部会（第3回） 生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H16.07.29	J A S 調査会部会（第4回） 生産情報公表農産物の日本農林規格(案)について
	第4回部会終了後 ・パブリックコメント ・WTO通報 を実施
H17.02.03	J A S 調査会総会 生産情報公表農産物の日本農林規格(案)について

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 大木 美智子	消費科学連合会会長
○ 加藤 信子	関西生活者連合会理事
○ 近藤 栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会理事
○ 塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○ 谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○ 並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○ 畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
太田 宗弘	りんご農家 ((財) 長野県果樹研究会りんご部会長)
菊池 隆	J Aかしまなだ 営農指導課長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小早川 好弘	(社) 全国トマト工業会技術委員長
小山 達也	日本チェーンストア協会 青果物表示検討委員
近藤 俊夫	八洲化学工業(株) 営業本部副本部長
武内 智	ワタミフードサービス(株) 常務取締役
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会常任理事
鶴田 志郎	(株) マルタ有機農業生産組合 組合長
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
羽生 友治	全国農業協同組合連合会 生産システム研究室長
原田 篤	全国中央市場青果卸売協会管理部会委員
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員